

消費生活情報

～自分でも出来ること～

断っても次々とする勧誘電話には、留守番電話を活用しましょう。
居留守をするのではなく、誰から来たかを確認してから電話に出る事ができるので、余計な勧誘の相手をする必要がありません。詐欺電話被害防止にも役立ちます。詐欺被害防止機能が付いている電話では「詐欺被害防止の為録音している」とメッセージが流れます。普通の留守番電話との違いは大きくありません。

訪問販売業者は「玄関に入れたら、目的の半分は達成した」ことになります。相手のペースに巻き込まれないように、玄関扉を開けるのは慎重にしましょう。契約をしてしまっても、電話勧誘と訪問販売は8日以内であればクーリングオフができます。

通信販売は、クーリングオフの制度は適用されません。
返品交換は、通信販売業者の規約に従う必要があります。
取消ができる場合もありますが、規定に合っていないかもしれません。

通信販売の定期購入トラブルでは返品・解約には厳しい条件がつき解決が困難な場合が多々あります。購買意欲をかき立てる広告であっても、うのみにせず購入条件・返品条件などを慎重に確認しましょう。
申込画面や、購入した時の条件等を写真に撮る、印刷して保存しておく、と、トラブルになった時役立ちます。

クーリングオフについての詳細は、消費生活相談窓口へお問い合わせ下さい。



～お買い物や契約で、心配なときや困ったときは相談窓口へ～

■問・相談先 市役所本庁舎1階 市民生活課消費生活相談窓口
月・水・金曜日(祝日を除く) 9時～15時 ☎82-1111 内線 1294